

消防計画作成チェック表（小規模用）

作 成 す る 内 容		法令根拠等	作成チェック
1	目的と適用範囲	◎	
2	防火管理業務の一部委託	▲	
3	管理権原者の責任及び防火管理者の業務	◎	
4	火災予防上の自主検査	◎	
5	法定点検等及び報告	◎▲※	
6	従業員が守るべき事項	◎	
7	放火防止対策	◎	
8	工事等における安全対策	◎	
9	防火・防災教育	◎	
10	消防機関への連絡・報告	◎	
11	自衛消防隊の編成及び任務等	◎	
12	訓練	◎	
13	震災対策	○	
14	大規模テロ等に伴う災害対策	●※	
15	大雨・強風対策	●	
16	受傷事故等に係る自衛消防対策	●	
17	その他防火管理上必要な事項	◎▲	
18	避難経路図の掲示	◎	
別表 1	防火・防災管理業務の一部委託状況表	▲	
別表 2－1	自主検査チェック表（日常）	◎	
別表 2－2	自主検査チェック表（定期）	◎	
別表 3	家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策 チェック表	○	
別表 4	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○	
別表 5	震災時における時差退社計画	○	
別表 6	施設の安全点検のためのチェックリスト	○	
別紙 1	防火・防災の手引き（新入社員用）	▲	
別紙 2	防火・防災の手引き（従業員用）	▲	
別添え	消防計画概要	◎▲	
その他			

- （備考） 1 ◎印は、消防法第 8 条第 1 項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 2 ○印は、東京都震災対策条例第 10 条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
- 3 ●印は、火災予防条例第 55 条の 4 に基づく自衛消防対策の項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- 6 ※印は、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

1 目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ____部分に勤務等する者は、この計画を遵守する。

▲ 2 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表 1 のとおり委託する。

3 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

(1) 管理権原者の責任

- ア 管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- イ 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- ★ウ 管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。
- ★エ 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合

- ▲オ 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。
- ▲カ 管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。
- ▲キ 管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。

(2) 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業 務	内 容
点検・監督業務	① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修 ③ 避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ④ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督 ⑤ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	① 従業員に対する防火・防災の教育の実施 ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討 ③ 放火防止対策の推進
管理業務	① 収容人員の管理 ② 消防機関への届出及び連絡等 ③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置

点検立会業務	① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示 ② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示 ③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 ↓防火対象物点検報告（※防災管理点検報告）が必要な場合 ▲④ 防火対象物（防災管理）の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への 提案・報告業務	① 防火管理業務を遂行する上での提案 ② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理 上必要な業務	★① 防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告 ↓防火管理技能者が必要な場合 ▲② 防火管理技能者に対する指示 ↓防災センターがある場合 ▲③ 防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

4 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表２－１、別表２－２に基づき実施する。

	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表２－１（日常）	_____	_____	
別表２－２（定期）	____月と____月	_____	

★不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく権原の範囲により責任を有する管理権原者が行う。

5 法定点検等及び報告

- (1) 防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。
- (2) 消防用設備等の点検・報告について、建物所有者が実施しているか確認し、必要があれば、事業所（テナント）の責任で、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

↓防火対象物点検報告（※防災管理点検報告）が必要な場合

- ※▲(3) 管理権原者は、防火対象物（防災管理）の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。
- (4) 防火管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。
 - (5) その他

6 従業員が守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。
- (6) ガス機器を使用中はその場を離れない。離れるときは火を消してから離れる。
- (7) その他

7 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) その他

8 工事等における安全対策

- (1) 消防用設備等の機能に支障を及ぼす工事等では、「工事中の消防計画」を作成し届出する。
- (2) 模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ必要な指示を行う。
- (3) 防火管理者は工事に立ち会い、又は立会者を指定し、定期的に工事状況を確認する。
- (4) 工事人に、指定場所以外での喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- (5) 工事人に、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定させて提示させる。
- (6) その他

9 防火・防災教育

- (1) 別紙1及び別紙2の「防火・防災の手引き」を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
- (2) 管理権原者は防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。
- (3) その他

10 消防機関への連絡・報告

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
防火防災管理者選任（解任）届出	防火管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を変更したとき 管理権原者又は防火管理者を変更したとき	防火管理者
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防機関へ通報する。	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等
↓防火対象物点検報告が必要な場合 ▲ 防火対象物点検結果報告	1年に1回	管理権原者
↓防災管理点検報告が必要な場合 ▲ 防災管理点検結果報告	1年に1回	管理権原者
↓自衛消防組織の設置が必要な場合 ▲ 自衛消防組織設置（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
防火対象物工事等計画届出	建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに届け出る。	管理権原者

防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前までに届けて、検査を受ける。	管理権原者
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定める時期に届出・連絡等を行う。	

管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した上記の書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

1 1 自衛消防隊の編成及び任務等

※単一管理権原（建物所有者等）の場合、事業所自衛消防隊が即ち＝防火対象物自衛消防隊になる。

- (1) 事業所自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当する。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動する。
- ★(3) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

管理権原者 [_____]

事業所自衛消防隊長 ← 事業所自衛消防隊長の不在時の代行者兼副隊長
 [_____] 1 [_____]
 2 [_____]

	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合等の任務
通報連絡(情報)班 [_____] [_____] [_____]	(1) 自動火災報知設備の発信機を押す。(非常ベルを鳴らす。) (2) 大声で周囲に知らせる。(他階、他事業所を含む。) (3) 119 番通報する。 (4) 防災センター等関係先へ連絡する。 (5) 消防隊への情報提供を行う。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。 (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火班 [_____] [_____] [_____]	(1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら、消火器による初期消火は中止して避難する。	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒・落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導班 [_____] [_____] [_____]	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 災害等発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
[_____] [_____] [_____]	[_____] [_____] [_____]	[_____] [_____] [_____]
[_____] [_____] [_____]	[_____] [_____] [_____]	[_____] [_____] [_____]

1 2 訓練

(1) 実施内容等

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	____月頃と____月頃
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練	____月頃と____月頃
	その他 _____	_____

(2) 実施結果の検討等

訓練終了後、実施結果について検討し、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練や消防計画の見直しに反映させるものとし、「防火管理維持台帳」に綴じて訓練を行った日から3年間保管する。

1 3 震災対策

(震災に備えての事前計画)

対 策	内 容
日常点検	別表2-1「自主検査チェック表（日常）」により行う。
	・火災発生のおそれのある箇所と日常の避難動線を確認する。 ・火気設備・器具の周囲に、転倒、落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。
定期点検	別表2-2「自主検査チェック表（定期）」により行う。
	・安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備の点検を行う。 ・建築物とそれに付随する施設物（看板等）の点検を行う。 ・消防用設備等の点検を行う。
随時点検	別表3「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表」により行う。
	事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等の家具類の転倒・落下・移動防止の措置を実施する。 ▲危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検、転倒、落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。
消火器等の準備と適正管理	法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
資器材・非常用物品の準備と点検整備	地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。
安全避難の確保	自己事業所の存する地域の危険実態を把握しておくとともに、避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。
従業員への教育・訓練	「防火・防災の手引き（別紙1、別紙2）」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。
周辺地域との連携	周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。
警戒宣言が発せられた場合等の措置	警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。

従業員との連絡手段の確保	通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。										
従業員の安否確認	震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおり。 <table><tr><th>確認者（班）</th><th>優先順位</th><th>確認手段</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>第 1</td><td></td></tr><tr><td>第 2</td><td></td></tr><tr><td>第 3</td><td></td></tr></table>	確認者（班）	優先順位	確認手段		第 1		第 2		第 3	
確認者（班）	優先順位	確認手段									
	第 1										
	第 2										
	第 3										
家族との安否確認手段の確保	従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・SNS・災害用伝言ダイヤル（１７１）等）を確保し優先順位を決めておく。										

帰宅困難者対策	
情報収集	鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。
従業員等の一斉帰宅の抑制	公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。
施設内待機場所	従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。 施設内待機場所：_____
施設内待機のための備蓄品	従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他必要な物資（備蓄品）を備蓄する。 従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 （備蓄場所と備蓄品・・・別表4のとおり）
時差退社計画	従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。 （時差退社計画表・・・別表5のとおり）
P D C A サイクルの実施	訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（P D C A（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。

(震災時の活動計画)

項 目	内 容
震災時の自衛消防活動	① 火災時の自衛消防隊編成（「11 自衛消防隊の編成及び任務等」）による活動を原則とする。 ② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
緊急地震速報の活用	① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周知しておき、有効に活用する。 ② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。
出火防止対策	① 火気設備・器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。 ② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
危険物等に対する緊急措置	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。初期消火班は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
被害状況の確認	① 別表6「施設の安全点検のためのチェックリスト」により施設内の被害状況を確認する。 ② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。
施設内待機の判断	管理権原者は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、_____を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。
必要な情報の把握と指示	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。
避難場所への誘導	施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。 危険が予想される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を避難場所へ誘導するときは、順路、被害状況等について説明する。 避難場所：_____ 避難方法：_____
周辺地域と連携した活動の実施	管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
従業員の安否確認	安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。
家族等の安否確認	従業員は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。

従業員の帰宅	災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、別表5「震災時における時差退社計画表」に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。
▲その他必要な措置	▲津波対策・・・ ▲液状化対策・・・

(施設再開までの復旧計画)

項 目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
火気・電気に起因する二次災害の発生防止	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
▲危険物に起因する二次災害の発生防止	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。
消防用設備等の使用可否の把握	二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
復旧作業等の実施	① 復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。 ② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。 ③ 復旧作業しながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。

※● 1 4 大規模テロ等に伴う災害対策

項 目	内 容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	「1 1 事業所自衛消防隊の編成及び任務等」に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	① 通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。 ② 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。 ③ 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。 ④ 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

● 1 5 大雨・強風対策

項 目	内 容
事前の備え	① 排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。 ② 落下危険のある附属物の除去、固定措置を図る。 ③ 停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。 ④ 止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。
自衛消防隊の編成と任務	「1 1 事業所自衛消防隊の編成及び任務等」に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合 ・建物内外の定期巡回 ・屋外に通じる窓、扉の閉鎖 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認 ・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

● 16 受傷事故等に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 従業員の救命講習の受講等の促進を図る。 ② 応急救護資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	「11 事業所自衛消防隊の編成及び任務等」に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	① 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。 状況により病院へ搬送又は救急車の要請（119番通報）を行う。 ② 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。 ③ 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。 ④ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

▲ 17 その他防火管理上必要な事項

- (1) _____
- (2) 防火管理業務の全体を把握するため、別添えの消防計画概要を_____に掲示し、活用する。

18 避難経路図の掲示

▲別表1（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☐ 一部有 ☐ 全部		
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等	
氏 名（ 名 称 ）				
住 所（ 所 在 地 ）				
担当事務所（電話番号）				
所 在 地				
電 話 番 号				
〔教育担当者氏名〕				
〔講習等種別・番号〕				
〔教 育 計 画〕				
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり			再受託者の防火・防災管理業務の範囲・方法については下記のとおり	
常 駐 方 式	範 囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ その他（ ）
	方 法	常 駐 場 所		
		常 駐 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 す る 時 間 帯		
	巡 回 方 式	範 囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	
☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動			☐ 同左	
☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）			☐ 同左 ☐ その他（ ）	
方 法		巡 回 回 数		
		巡 回 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 す る 時 間 帯		
遠 隔 移 報 方 式		範 囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	
	☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左	
	☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
	☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
	☐ その他（ ）		☐ その他（ ）	
	方 法	現場確認要員の待機場所		
		到 着 所 要 時 間		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 す る 時 間 帯		

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表 2-1

自主検査チェック表（日常） ____月

検査実施者_____

日	曜日	検 査 項 目								
		火気管理						避難施設・防火戸・出		
		ガス関係	電気関係	裸火関係	喫煙管理	火の元	放火防止	入口等		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防火管理者
確 認

別表 2-2

自主検査チェック表（定期）

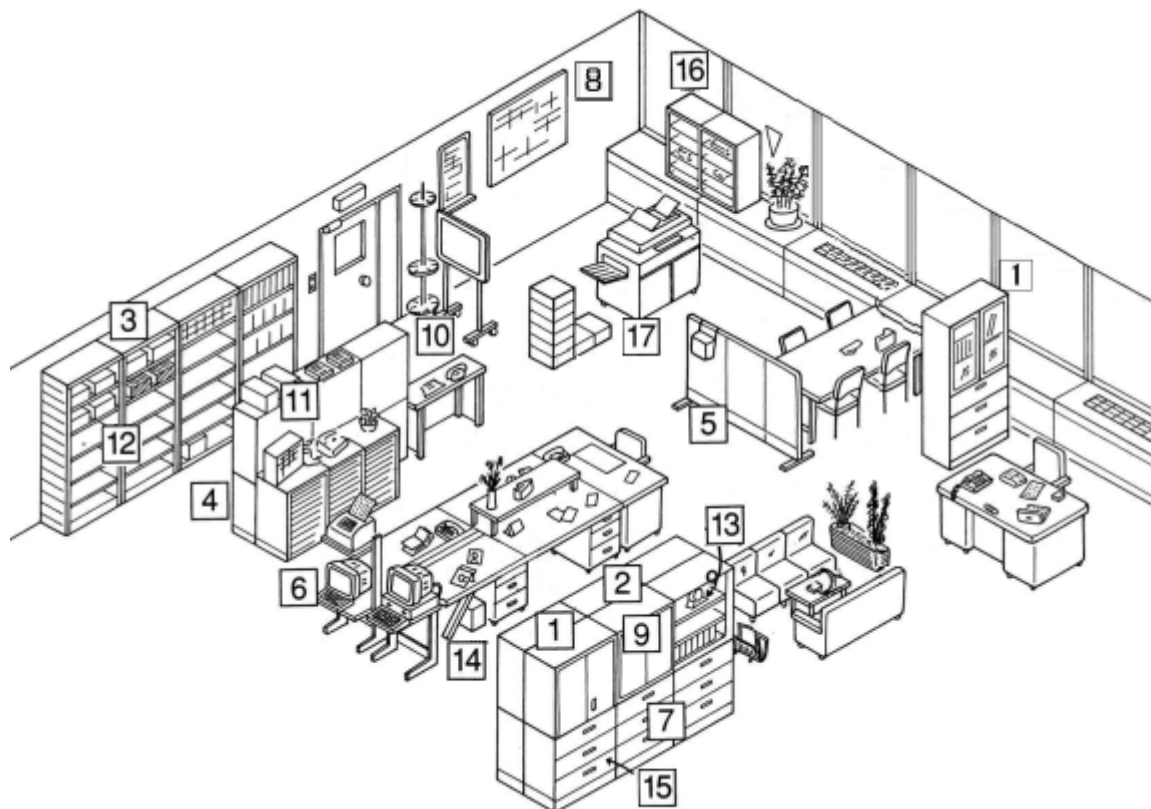
※確認結果欄記入例：○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

実施項目及び確認箇所		確認結果		
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。			
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。			
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。			
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。			
	② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。			
火気設備・器具	③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。			
	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。			
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動停止装置は適正に機能するか。			
電気設備	② 火気周囲は整理整頓されているか。			
	電気器具 ① コードに亀裂、劣化、損傷はないか。			
	② タコ足の接続を行っていないか。			
その他	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

別表 3

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



実施日	検査実施者	
項 目		点検結果
1	背の高い家具を単独で置いていない	
2	安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3	壁面収納は壁・床に固定している	
4	二段重ね家具は上下連結している	
5	ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	
6	OA機器は落下防止してある	
7	引出し、扉の開き防止対策をしている	
8	時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9	ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10	避難路に倒れやすいものはない	
11	家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない	
12	収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
13	危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
14	デスクの下に物を置いていない	
15	引出し、扉は必ず閉めている	
16	ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
17	コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている	
(備考) 不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。 実施しない項目は斜線とする。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修		防火管理者 確認

別表 4

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		____人/3日分の備蓄量
____階 ____	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
	救急医療薬品類	消毒液	
		ばんそうこう	
		風邪薬	
	▲要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウェットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	

別表 5

震災時における時差退社計画

優先順位	家庭内事情	氏 名	自宅住所	帰宅ルートの概要	距離	付加的要素	帰宅グループ		
			連絡先	主要路線	予測時間		開始時刻		
				通常の通勤経路			到着時刻		
1									
							開始	:	
			(Eメール)				到着	:	
								開始	:
				(Eメール)				到着	:
								開始	:
				(Eメール)				到着	:
2									
							開始	:	
			(Eメール)				到着	:	
								開始	:
				(Eメール)				到着	:
								開始	:
				(Eメール)				到着	:
3			神奈川県…市・・・・						
			080-×××××-×××××				開始	:	
			(Eメール)				到着	:	
				神奈川県…市・・・・					
				090-×××××-×××××				開始	:
				(Eメール)				到着	:

第 1 優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね 10km 以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者
 第 2 優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者
 第 3 優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

別表 6

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。		建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		建物を退去 建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。		要注意/要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。 窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理 要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。 書類等が散乱している。		要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） 照明が消えている。 空調が停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
2	エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。		立入禁止/要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

防火・防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕

消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備・器具について〕

- 1 火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備・器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備・器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備・器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備・器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防災センター（防災センターがある場合）と防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器等を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

防火・防災の手引き（従業員用）

〔消防計画について〕

消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡（情報）班（ ）
- 2 初期消火班（ ）
- 3 避難誘導班（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか（ ）

〔火気設備・器具について〕

- 1 火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備・器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備・器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備・器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備・器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119 番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防災センターに連絡します（防災センターがある場合）。
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器等を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

消 防 計 画 概 要

(揭示用)

予防対策



防火管理者 ()

●点検・検査業務 4、5 参照

日常の火災予防

- ・火気管理
- ・設備等の維持管理
- ・出火防止の自主検査
- ・避難安全の自主検査

- ・建物等の定期の自主検査
- ・消防用設備等の自主点検

●管理業務 7、8、10参照

- ・収容人員の管理
- ・工事中の安全対策の樹立
- ・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督
- ・放火防止対策
- ・家具類等の転倒・落下・移動防止措置

- ・消防機関へ報告、連絡
- ・防火管理維持台帳の整備

●防火・防災教育 6、9、13参照

(月、 月)

従業員が守るべき事項の周知

- ・避難施設の維持
- ・防火設備の維持
- ・火気管理ルール（喫煙、危険物品、火気使用等）

火災時の対応の周知

- ・119通報、防災センター連絡
- ・消火器等による初期消火
- ・避難要領、避難経路の周知

地震時の対応の周知

- ・身の安全の確保
- ・出火防止
- ・出火時の初期消火
- ・一斉帰宅抑制

自衛消防対策



自衛消防隊長 ()

●自衛消防隊の編成 11 参照

●自衛消防訓練 12 参照

自衛消防隊長代行者 ()

本部隊

- 通報連絡班 [略称(通)] ()
- 初期消火班 [略称(初)] ()
- 避難誘導班 [略称(避)] ()
- 応急救護班 [略称(応)] ()

通報訓練

消防機関への通報

消火訓練

消火器、屋内消火栓等の取扱い

総合訓練

(月、 月)

避難訓練

避難誘導
誘導員の配置
避難路の確保

災害発生時の対応（火災、地震等が発生した時の対応）

●火災時 11 参照

- ・(通) 119番通報、関係者への連絡、災害状況の情報収集
- ・(初) 消火器・屋内消火栓等による消火活動
- ・(避) 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わない
- ・(応) 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施

●震災時 13 参照

- ・身の安全の確保
- ・(通) 被害状況の把握
- ・(通) 火災発生時の119番通報
- ・(応) 負傷者等の初期救助、初期救護
- ・(通) 従業員家族の安否確認
- ・(避) 在館者の避難誘導（倒壊危険時）
- ・(通) 一斉帰宅抑制（交通機関停止時）

●大規模テロ等発生時 14 参照

- ・身体防護措置の実施
 - ・(通) 119番通報（事業所で発生）
 - ・(避) 屋外への退避指示、避難誘導
 - ・(通) 行政機関の指示を在館者に伝達
- ### ●受傷事故発生時 16 参照
- ・(通) 119番通報
 - ・(応) 応急手当の実施（AED等）

●大雨又は強風時 15 参照

- ・(初) 浸水防止措置
- ・(避) 在館者の避難誘導（避難を要する時）